**第11条―危険な状況及び人道上の緊急事態の指標例 　(JD仮訳)**

武力紛争、人道上の緊急事態や自然災害の発生の状況を含む危険な状況下の保護と安全

**特質**

・　予防と準備

・　救助と対応

・　回復、復興、和解

**構造指標**

**11.1**　国際的な人権・人道・難民の法律や環境条約の批准。危険・緊急事態における障害のある人の保護に関連する国際的な約束[[1]](#endnote-1)の支持・採用。

**11.2**　気候の脅威を含む危険及び人道上の緊急事態の状況下におけるサービスの計画と提供においてインクルーシブであり、かつ障害のある人に明示的に言及している法律で、予防と準備、救助、回復、復興、和解のどの段階でも環境・コミュニケーション・情報・サービスのアクセシビリテイを保障する法律があること。

**11.3**　該当する場合、障害のある人（紛争の被害者、難民、国内強制退去、その他の影響を受けた障害のある人を含む）に明白に言及した、国内外の紛争に関連する協定・法令・政策があり、それらは紛争の対応、回復、復興、和解にかかわる規定と政策の開発と実施に変化を生み出す要因としての、障害のある人の積極的な関与を確保していること。

**11.4**　人道上のニーズ評価、関連する監視過程、および、危険と緊急事態の状況、気候の脅威、災害リスク低減に関係するすべての計画とプロジェクト[[2]](#endnote-2)において、障害のある人の参加とインクルージョンを保障する法的な要求を採択すること。

**11.5**　人道目的のために収集されたすべての個人マイクロデータを性別、年齢、障害別に集計することを法的要件とすること[[3]](#endnote-3) [[4]](#endnote-4)。

**11.6**　以下のことを提供するインクルーシブな国家災害対策計画を策定すること（10.6と同じ）

- インクルーシブでアクセシブルな警報制度と避難計画[[5]](#endnote-5)

- インクルーシブでアクセシブルな避難所、食料と衣料の配給、公衆衛生、水、医療とリハビリテーションサービス、教育へのアクセス、生計費の創出、家族再統合。

- 暴力に対する予防と保護の具体的な措置

- 人または動物による援助と支援用具・機器のためのサポート

- とりわけ先住民の障害のある人を含め、危険地域に住んでいる障害のある女性、子ども、高齢者、その他障害のある人に関連する具体的な措置

**11.7**　人道上の危機や災害の後の回復、復興のためのインクルーシブな国家計画を採用し、インクルーシブで文化的に適切な、アクセシブルなサービス、コミュニケーション、環境のための「よりよい復興」アプローチを実施すること[[6]](#endnote-6)。

**プロセス指標**

**11.8**　基本的なサービスの提供を担当する公共機関の中で、避難計画を含む緊急事態の準備・対応計画を作成した機関の割合。

**11.9**　危機意識と準備についてのキャンペーンと資料の中で、すべての障害のある人にアクセシブルなものの割合。

**11.10**　インクルーシブな避難と早期警戒制度の研修を受けた市民保護、救助、緊急要員のスタッフ、人道支援要員、治安軍のメンバーの割合。

**11.11**　インクルーシブな予防と準備の計画と実施に割り当てられ、使われた予算[[7]](#endnote-7)の割合。

**11.12**　政策やプログラム（食糧支援、家族の捜索と再統合、生計費、WASHプログラムと介入、心理社会的な支援など）から支援を受けた障害のある人の数と割合。性別・年齢・障害、支援の種類（一般施策か障害施策か）別に集計。

**11.13**　性別・年齢・障害ごとに集計された、避難センターの避難所にアクセスできた障害のある人の数と、利用者全体に対するその割合

**11.14**　障害のある人のためのインクルーシブでアクセシブルなプログラムやサービスを保障することに割り当てた救援と緊急支援に関する支出の割合

**11.15**　適切な医療、心理社会的および法的サービスにアクセスした性暴力やその他の種類の暴力からの生存者の割合。性別・年齢・障害別に集計。

**11.16**　継続した危機状況の下で、経済的支援や教育プログラム[[8]](#endnote-8)の支援を受けた障害のある人の割合

**11.17**　アクセシブルで、文化的に適切な、障害のある人にとってインクルーシブな，紛争・緊急事態・災害の最中、そして紛争・緊急事態・災害のあとの解決と、回復に関連する責任の仕組み[[9]](#endnote-9)の数と割合

**11.18**インクルーシブで、文化的に適切で、障害のある人にアクセシブルな、回復、復興、和解のためのプログラム、サービス、インフラへの支出の割合

**11.19**　緊急事態の状況で介入する人道支援に責任を持つ組織、機関、コミュニティ[[10]](#endnote-10)を対象とした、アクセシブルでインクルーシブなサービスとプログラムを保障することに関する、そして、計画、準備、対応、回復のすべての段階での障害のある人のインクルージョンと参加に関する、研修の件数。

**11.20**　すべての人道上および緊急事態の計画、対応、回復の取り組みと調整に関連する　法令・規則・政策・プログラムの企画・実施・監視について、当事者団体を通じた関与を含め、障害のある人（特に難民キャンプにいる人や国内強制退去を受けた人）の積極的な関与を保障するために取り組まれた協議過程[[11]](#endnote-11)。

**11.21**　調整の仕組みに含まれている障害のある人、および、人道上の準備・対応・回復に関する意思決定に参加している障害のある人の、数と割合。性別・年齢・障害別に集計。

**11.22**　紛争中および紛争後あるいは緊急事態の状況で、障害のある人に対する暴力、障害に基づく差別、あるいはその他の障害のある子どもと大人に関わって訴えられた苦情で受理されたもののうち，調査され、裁定されたものの割合。そのうち告訴人に有利に裁定された判決の割合。後者のうち、政府および/または義務を負う者が遵守したものの割合。苦情制度の種類別に集計。

**成果指標**

**11.23**　災害による死亡者、行方不明者、負傷者の10万人あたりの数（SDGs指標1.5．1）。性別・年齢・障害別に集計。

**11.24**　人口中の障害のある人の割合に対して支援を受けた人の中での障害のある人の割合。性別・年齢・障害別に集計。

**11.25**　人口中の障害のある人の割合に対して難民および国内強制退去させられた人の中での障害のある人の割合。

**11.26**　自然災害あるいは人道上の緊急事態に際して安全で尊厳のある住宅[[12]](#endnote-12)を利用できた障害のある人の割合と、全体の利用者のうちの障害のある人の割合。性別・年齢・障害、地域・緊急事態の種類別に集計。

**付属資料**

(翻訳：尾上裕亮、佐藤久夫)

1. 国際的な約束は例えば、「[人道的行動における障害のある人のインクルージョン憲章](http://humanitariandisabilitycharter.org/)」（2016）、「[人道アジェンダ](https://www.agendaforhumanity.org/explore-commitments/indv-commitments?referer=home)」、「[仙台防災枠組 2015-2030](https://www.unisdr.org/we/coordinate/sendai-framework)」、気候変動に関する国連の枠組み条約に基づいた「[パリ協定](https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/what-is-the-paris-agreement)」（2018）,「[国際障害サミット](https://www.gov.uk/government/publications/global-disability-summit-2018-summary-of-commitments)」（2018）に交わした約束を含む。 [↑](#endnote-ref-1)
2. 国際協力機関、二国間協力機関および民間団体と連携して行うものを含む。 [↑](#endnote-ref-2)
3. 危機の犠牲者、身体的・性的・心理社会的な暴力、搾取、虐待、拉致の被害者と生存者の数、援助・サービス・施設へのアクセス、およびそのアクセスへの障壁を調査し監視するために、障害のある人とその家族の数を把握する視点。これはジェンダーに基づく暴力の情報管理システム、子どもの保護情報管理システムと国内の報告データベースを含むすべての情報管理システムの分類集計を要求する（情報管理とは、人道プログラムのサイクルのすべての段階でのデータと情報の収集、分析、管理のこと） [↑](#endnote-ref-3)
4. 機関間常設委員会、「[人道活動における障害のある人のインクルージョンに関するガイドライン](https://interagencystandingcommittee.org/iasc-task-team-inclusion-persons-disabilities-humanitarian-action/documents/iasc-guidelines)」第５章「データと情報管理」参照。 [↑](#endnote-ref-4)
5. これには、障害のある子どもや大人が現在、留置され、あるいは居住している施設の警報システムおよび避難計画を含まなければならない。 [↑](#endnote-ref-5)
6. 教育、健康、住宅、水と衛生、社会的保護、仕事と雇用、政治参加、司法へのアクセス、暴力からの予防と保護に関連。 [↑](#endnote-ref-6)
7. これは例えば，協議プロセスの資源や、施設・用具・サービス・コミュニケーションのユニバーサルデザインとアクセシビリティを確保するための資源である。また、国際的な開発と協力プログラムとプロジェクトのような外部の資源を含むすべての資金源が考慮されなければならない。 [↑](#endnote-ref-7)
8. これはアクセラレーテッド教育（accelerated education）プログラムや職業訓練、その他の公式・非公式の学習プログラムを含む。 [↑](#endnote-ref-8)
9. 司法のあるいは慣習の・略式の [↑](#endnote-ref-9)
10. 軍事および文民の平和維持職員、緊急事態時の管理者、緊急対応要員、調整機関職員、その他の現業員を含む。 [↑](#endnote-ref-10)
11. この指標は、協議会議、技術的説明会、オンライン意見調査、法律案や計画案に関する意見募集、その他の参加の方法と仕組みを含め、障害者権利条約第4条の3と権利委員会[一般意見7号](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CRPD/C/GC/7&Lang=en)にそって、直接的にあるいは間接的に障害のある人に影響する問題に関連する政策決定過程に、公的機関が障害のある人を関与させるための具体的な行動を検証する。この点で締約国は以下を行わなければならない。

- 協議過程が透明でアクセシブルであることを保障すること

- 適切でアクセシブルな情報の提供を保障すること

- 障害のある人の団体の自由な意見表明に対して、情報を保留したり、意見表明を妨げたり、条件づけをしないこと

- 登録団体、非登録団体の両方を含むこと

- 早期からの継続的な関与を保障すること

- 参加者の関連費用を賄うこと [↑](#endnote-ref-11)
12. UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）「[難民用住宅ユニットウエッブサイト](https://www.unhcr.org/refugee-housing-unit.html)」を参照のこと。 [↑](#endnote-ref-12)